

鳴沢村地域公共交通計画等策定支援業務委託 仕様書

第1条（適用範囲）

本仕様書は、鳴沢村地域公共交通計画等策定支援業務委託に適用する。

第2条（業務概要）

鳴沢村の公共交通は、路線バス（西湖周遊バス、新富士駅線、本栖湖線）、一般タクシーが運行されており、村内の移動、村外への移動を支えている。

路線バス利用者の低迷や全国的なドライバー不足・ドライバーの高齢化の深刻化など公共交通を取り巻く環境も変化している。

本業務では、地域の現状や村民の移動ニーズについて調査・分析を行い、まちづくりの変化にも対応しながら、時代に即した鳴沢村地域公共交通計画を策定することを目的とする。

第3条（業務対象地域）

鳴沢村全域

第4条（業務内容）

【令和7年度の業務内容】

（1）計画準備

本業務内容を十分把握した上で、作業上問題を生じないように計画を立案し、発注者との協議により作業を円滑に進めるために下記書類を作成し、発注者と十分な打合せを行う。

- ①業務実施計画書
- ②委託業務着手届
- ③工程表
- ④その他、村が必要と認める書類

（2）地域及び公共交通の現状整理

①地域特性の整理

既存の統計データ等から人口推移、地区別の人口、人口分布（現在と将来）、生活関連施設の立地状況、人の移動状況などを整理する。

②公共交通の現況整理

鳴沢村や交通事業者からの提供データ等をもとに公共交通の運行状況、利用状況、収支状況等を整理する。

③上位・関連計画等におけるむらづくりの方向性の整理

総合計画などの上位・関連計画におけるむらづくりの方向性、公共交通の位置づけなどを整理する。

（3）公共交通に関するニーズ調査

①関係者ヒアリング

鳴沢村の公共交通の方向性を検討するため、庁内関係各課へのヒアリングを行い、むらづくりの現状と取り組み内容、取り組みにおける公共交通の位置づけ、公共交通に求められる役割等を整理する。

また、交通事業者へのヒアリングを行い、事業者から見た公共交通の問題点、課題、再編の方向性策などについて協議する。

②村民アンケート調査

日常的な交通行動、公共交通の利用状況、サービスに対する満足度、公共交通の維持・確保のあり方、公共交通の利用者及び公共交通の潜在需要層のニーズを把握し、将来の地域公共交通のすがたやその実現に向けて必要となる施策等を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、村民アンケート調査を実施する。

調査対象は、16歳以上の村民1,000人として、郵送配布・郵便回収により実施する。

③公共交通利用者アンケート調査

路線バス利用者を対象に、利用状況（乗降バス停、利用目的、利用頻度、乗継状況など）や利用ニーズ（求める改善策など）のアンケート調査を行う。

調査方法は車内に調査票を2週間程度留め置きし、郵送回収での実施を想定する。

(4) 地域公共交通を取り巻く課題整理

地域や公共交通の現況特性、上位関連計画におけるむらづくりの方向性、村民の移動実態・ニーズなどから、地域公共交通を取り巻く課題を整理する。

(5) 鳴沢村地域公共交通会議の運営支援

鳴沢村地域公共交通計画の内容等を協議するための協議会（2回程度開催）を開催する。資料作成、議事録作成などの運営支援を行う。

(6) 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、着手時、中間2回、最終納品時の計4回、打合せ協議を行う。

【令和8年度の業務内容】

(7) 鳴沢村地域公共交通計画（案）の策定

①目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定

前項で整理した課題を踏まえ、課題解決を図るため基本方針を検討し、その方針に基づく目標及び数値目標・評価指標を上位・関連計画との整合を図りながら設定する。

地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とむらづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針等を定める。

地域公共交通のあり方については、地域公共交通の位置づけを明確にして、村内公共交通ネットワークのあり方、方向性を設定する。

②目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

目標を達成する上で必要となる地域公共交通の事業内容、実施主体、事業スケジュールなどを検討して定める。また、達成状況の評価を行うための進捗管理方法や管理体制等を定める。

③鳴沢村地域公共交通計画のとりまとめ

①～②を踏まえて、鳴沢村地域公共交通計画を作成する。また、パブリックコメントでの意見を踏まえて、計画書（案）及び計画書概要版（案）をとりまとめる。

(8) パブリックコメントの実施支援

鳴沢村地域公共交通計画（素案）について、村民からの意見を募る。

(9) 鳴沢村地域公共交通会議運営支援

鳴沢村地域公共交通計画の内容等を協議するための協議会（2回程度開催）を開催する。資料作成、議事録作成等の運営支援を行う。

(10) 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、着手時、中間2回、最終納品時の計3回、打合せ協議を行う。

(11) 業務報告書の作成

実施結果をとりまとめて、事業報告書を作成する。

第5条

主な納入成果品は次のとおりとする。

- | | |
|--|-----|
| (1) 業務報告書 (CD-R等) | 1 式 |
| (2) 鳴沢村地域公共交通計画 (wordデータ、PDFデータ) | 1 式 |
| (3) 鳴沢村地域公共交通計画 概要版 (wordデータ、PDFデータ) | 1 式 |
| (4) 成果品に関する電子記録媒体 (CD-R等) | |
| ※マイクロソフト・オフィス2010以上のアプリケーションソフトによる作成とする。 | |
| (5) その他、業務項目において作成した根拠資料等 | |

以 上

